

(スライド特約条項)

第1条 受託者は、労務単価等（「スライド特約条項」に係る特記仕様書で定める労務単価等をいう。以下同じ。）の変動により、契約金額が不相当となったと認めるときは、契約金額の変更を請求することができる。当該請求は、基準日（履行開始日から起算して12か月（2回目以降の請求にあっては、直前のスライド基準日から起算して12か月）経過後の最初の1日（各月の初日）をいう。以下同じ。）が属する月の前月（以下「請求可能期間」という。）に限り行うことができる。

2 基準日以降の残りの履行期間が2か月未満であるときは、前項の規定による契約金額の変更を請求することができない。

第2条 受託者は、前条の請求について、請求日（受託者からの書面又は電子メールによる契約金額の変更請求を委託者が受領した日（閉庁日を除く。電子メールにより閉庁日に提出された場合は翌開庁日とする。）をいう。以下同じ。）が請求可能期間内となるよう請求しなければこれを行うことができない。ただし、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により、請求期間内に請求することができない場合はこの限りでない。

第3条 委託者は、第1条及び第2条に基づく請求があったときは、基準日以降の未履行部分に係る変更前の契約金額と変動後の労務単価等を基礎として算出した未履行部分の契約金額に相当する額との差額のうち、変更前契約金額の100分の1を超える額について、契約金額の変更に応じなければならない。なお、本条でいう契約金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。契約金額の変更に係る算出方法は、別紙「スライド特約条項」に係る特記仕様書に定めるとおり。

第4条 委託者は受託者に対し、原則として請求日の翌日から起算して21日以内に、契約金額の変更等に係る通知（以下「変更通知」という。）を書面により行わなければならない。

なお、請求日の翌日から起算して21日以内に変更通知を書面により行うことが困難なときは、委託者は受託者へその旨報告し、変更通知の通知期限を、受託者と別途定め、当該通知期限までに変更通知を書面により行わなければならない。

第5条 受託者は、前条の規定に基づき委託者から変更通知を受領したときは、原則として、委託者が別途指定した期日（以下「指定日」という。）までに、委託者に対し契約金額変更の承諾に係る通知（以下「承諾通知」という。）を書面により行わなければならない。なお、指定日は変更通知にて通知するものとする。

受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により承諾通知の提出が遅延するときは、指定日までに委託者に報告すること。

委託者は、受託者の承諾通知の提出の遅延について受託者の責めに帰すべきことができない事由によるものと認められるときは、承諾通知の提出期限について延長した期限を指定することができる。

第6条 受託者から指定日(提出期限を延長した場合は、当該延長後の期日)までに、承諾通知の提出が行われなかったときは、委託者は、受託者の第1条及び第2条の規定に基づく請求は取り下げられたものとみなし、その旨を速やかに受託者に対し書面により通知しなければならない。

第7条 委託者は、第1条及び第2条の規定に基づく請求があったときは、契約金額に変更がない場合であっても、第4条に定める期限内に、受託者に対し書面により通知しなければならない。

第8条 第1条及び第2条の規定による請求に基づく契約金額の変更は、第5条の承諾通知の提出をもって成立したものとし、受託者は基準日以降の未履行部分に係る履行に係る契約金額の請求から、変更通知に記載した変更後の契約金額にて契約金額の請求をすることができる。